

総務大臣
高市 早苗 様

「ふるさと納税」に関する要望について

「ふるさと納税」の規模が急速に拡大し、平成 27 年度は全国で 726 万件、1,653 億円の規模に達しています。

特別区としても、「税の使われ方を考えるきっかけとなる」、「生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる」、「地域のあり方をあらためて考えるきっかけ」という「ふるさと納税」制度の趣旨には賛同しており、東京を含む全国各地域が連携して発展をめざす「特別区全国連携プロジェクト」を推進し、各区においても各地域との交流に積極的に取り組んでいるところでもあります。

しかしながら、特別区では、平成 28 年度の「ふるさと納税による特別区民税の減収額」が前年度の約 5.4 倍の 129 億円に及んでいます。これは、区立保育所（100 人規模）109 所分の年間運営費に相当する規模であり、待機児童対策に必死に取り組んでいる特別区にとって、大きな痛手です。来年度は更に 2 倍の規模になるとの予想もあり、このままでは公共サービスの持続に支障をきたすことが懸念されます。

「ふるさと納税」について、特別区はこれまでに以下のとおり問題点を指摘し、見直しを求めてきました。

- 返礼品を目的とした寄附が増え、本来の制度の趣旨から逸脱している。
- 過剰な返礼品による見返りを受けた住民のみが実質税負担減の恩恵を受け、その他の住民は失われた税収入分の行政サービスの低下を甘受する不公平が生じている。
- 寄附により増収となる自治体がある一方、減収となる自治体もある。（地方交付税交付団体であれば一部が補填されるが、不交付団体は純減となる。）この結果、一部の限られた自治体に寄附が集中し、「返礼品競争」に勝つ一方で、多くの自治体で返礼品の経費負担や減収に苦しんでいる。

○「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用により、国が負担すべき所得税控除分まで、地方自治体の個人住民税控除で負担していることは明らかに問題である。本来の国負担に是正すべき。

○本来、税源の偏在是正措置は、法人住民税の国税化やふるさと納税をはじめとした方策ではなく、全体の地方税財源を拡充することや地方交付税の法定率を上げるなど、国の責任において実施すべき。

さらに、各自治体から、以下をはじめとした見直しを求める意見も挙がっています。

○「返礼品競争」を是正するため、返礼品に制限を設けるべき。

○税控除の限度額は20%から10%に戻すべき。

○高額所得者の控除率を下げる、あるいは上限を設けることにより、高額所得者優遇となっている現状を是正すべき。

制度の見直しを求めるこれらの意見を放置すれば、「ふるさと納税」制度そのものの廃止を求める声が高まることにもなりかねません。

今こそ、指摘されている様々な問題に対処し、「ふるさと納税」制度本来の趣旨に立ち返った見直しを行われるよう強く要望いたします。

平成29年3月13日

特別区長会会長

西川 太一郎